

技術者倫理シリーズ**土木技術者が関わる倫理的な問題に対する新たな枠組み**

New Framework to Deal with Ethical Problems for Civil Engineers to be Involved in

皆川 勝

Minagawa Masaru

技術者倫理に関して、土木学会では、教育・啓発活動を行うとともに、書籍発刊、教材開発、講習活動等を行ってきた。そして、平成19年には、これらの教育活動をその活動範囲に包含する倫理・社会規範委員会を設置し、より広範な倫理に関する活動を展開することとなった。今般、学会員あるいは土木技術者が倫理に関する問題にかかわった場合の学会としての取り組みに関する新たな枠組みを策定したので報告する。

Focusing on the educational aspects of the engineering ethics, Japan Society of Civil Engineers (JSCE) has published some textbooks, developed teaching materials. It also has been delivering lectures on ethics to students and young engineers. The Ethics/Society Standards Committee was constituted in JSCE to develop more extensive activities on engineering ethics in 2007. This paper describes the outline of a newly established framework to deal with ethical problems in which civil engineers might be involved.

キーワード：技術者倫理、社会規範、支援・処置、見解表明、土木技術者

1 はじめに

(社) 土木学会では、表1に示すように、昭和13(1938)年3月に「土木技術者の信条及び実践要綱」(以下、信条及び実践要綱)をすべての工学系学会に先駆けて作成して以来、技術者の倫理に関わる活動を行ってきた。昭和24(1949)年には、英文名を「Civil Engineering Society」から「Japan Society of Civil Engineers」に変更され、本学会が学研究者と技術者の集団であることを再認識し、また平成10(1998)年には土木教育委員会のなかに、倫理教育小委員会が創設され、倫理に関する本格的な活動が開始されることとなった。さらに、平成11(1999)年に

設立された技術推進機構が継続教育制度の検討に着手した。

このような、倫理あるいはそれに関連する活動を経て、平成11(1999)年5月、土木学会は、「信条及び実践要綱」の制定から60年を経て、新たに「土木技術者の倫理規定」(以下、倫理規定)を制定した。「倫理規定」はそのバックボーンに「信条及び実践要綱」を持っており、平成9(1997)年、当時の宮崎明会長のもと、倫理規定制定委員会(委員長：高橋裕東京大学名誉教授)による精力的な活動により成案を得て、平成11(1999)年の理事会で承認、同年の総会で報告されるとともに記者発表が行われ、会員及び一般社会への周知がはかられた。

その後、平成13(2001)年には継続教育制度及び技術者資格制度を創設し、さらには、倫理教育小委員会の活動成果として、3冊の書籍が刊行された。

表1 土木学会の「倫理」に関する取り組み

1938年	「土木技術者の信条及び実践要綱」の制定
1949年	英文名改定。学術研究者と技術者の集団であることの再認識
1998年	定款改正(土木技術者の資質向上を学会の目的に加えた)
1998年	倫理教育小委員会の創設
1999年	技術推進機構を設立(継続教育制度の検討に着手)
1999年	「土木技術者の倫理規定」制定
2001年	継続教育制度及び技術者資格制度の創設
2003年	書籍「土木技術者の倫理－事例分析を中心として」発刊
2005年	書籍「土木技術者倫理問題－考え方と事例解説」発刊
2005年	書籍「技術は人なり－プロフェッショナルと技術者倫理－」発刊
2007年	倫理・社会規範委員会の創設

2 従来の活動内容

土木教育委員会(現人材育成教育企画委員会)のなかに設けられた倫理教育小委員会では、技術者個人の

倫理問題を対象として、事例に基づき教育・啓発活動を行うことを主目的として、倫理教育の教育普及、テキスト作成・講習を中心に、倫理問題の分析、行動指針策定等の支援を行ってきた。

一方、倫理に関わる以下のような取り組みは、その必要性が議論されながらも、学会の活動の一部として取り込まれるには至っていなかった。

- ・土木界の倫理・社会規範に関わる重大な問題（事件、事故等）に対する外部への見解の表明
- ・社会資本整備システムのあり方に関する外部への見解の表明
- ・会員の倫理的行動に対する顕彰
- ・会員の懲戒処分

3 倫理・社会規範委員会の設置

平成18（2006）年、当時の濱田正則会長の下で、「技術者育成と倫理規定の実践タスクフォース」（座長・草柳俊二高知工科大学教授、以下TF）が設置され、上記の事項に対応するため、「倫理・社会規範委員会」の設置案が策定された。TFでは、人間がいかに生き、考え、行動すべきかを自ら判断し行動することを意味する概念である「倫理」と、法令及び社会規範が概念である「コンプライアンス：社会規範」を検討対象に含むことを明確にするため、委員会名称を「倫理・社会規範委員会」とすることとした。

4 倫理・社会規範委員会の内容

4.1 目的と使命

倫理・社会規範委員会は、Professionalである土木学会会員の、倫理・社会規範にかかる問題に対して、学会としての行動原理を明確化し、制度・システムに関わる実践として、学会内外への発信や、教育・啓発活動を行うことを目的として、会長を委員長とする委員会として設立することとした。

同委員会には、倫理教育小委員会の組織及び活動も組み込むこととし、以下のような委員会としてのミッションを設定した。

- (1) 土木界の倫理・社会規範に関わる重大な個別の問題の解決に関すること。

- (2) 土木界の倫理・社会規範に関わる重大な個別の問題に関する、学会としての見解表明すること。
- (3) 会員の顕彰および懲戒処分に関すること。
- (4) 倫理・社会規範の観点から、社会資本整備のあり方に関する学会内外への見解表明に関すること。
- (5) 土木学会倫理規定の改訂に関すること。
- (6) 技術者倫理の教育普及活動に関すること。
- (7) 技術者倫理に関する実態調査及び分析に関すること。

4.2 組織構成

図1に示す活動範囲を扱うため、委員会の下に、2つの常設小委員会と特設ワーキンググループを置くこととした。それぞれの活動内容を以下に示す。

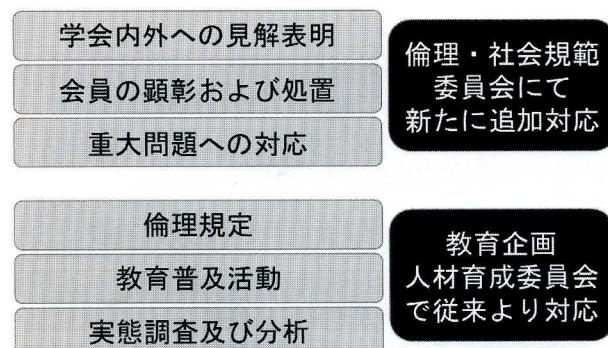


図1 倫理・社会規範委員会の活動の範囲

- ・企画運営小委員会
 - ▶企画運営に関わる事項の検討
 - ▶個人の倫理が守れない状況に陥ったときに支援するシステムを構築
 - ▶社会資本整備システムのあり方に関する外部への見解の表明
 - ▶土木学会倫理規定の改定
- ・教育小委員会
 - ▶倫理・社会規範問題の分析と対策の提案
 - ▶技術者倫理に関するテキスト等の作成
 - ▶技術者倫理に関する講習会での講師派遣
 - ▶大学における技術者倫理教育モデルカリキュラムの作成
 - ▶倫理・社会規範教育の実態調査
 - ▶技術者個人を対象としたアンケートの実施

分析

- ▶倫理規定の教育普及（案）の作成
- ・特設WG
- ▶土木界の倫理・社会規範に関わる重大な個別の問題（事件、事故等）が生じたときに臨時に設置
- ▶個別問題に関して、学会内外に対する土木学会としての見解表明（案）の作成
同委員会は、平成19（2007）年の理事会で承認され、その活動が開始された。

5 倫理問題に会員等が関わった場合の対応

最近、図2に示すような、倫理や社会規範に関する問題に会員や土木技術者等が関わる事例が発生しており、土木学会としての基本原則の確立と具体的な対応が必要との意見が多く寄せられていることから、委員会では制度や規定を見直すこととなった。

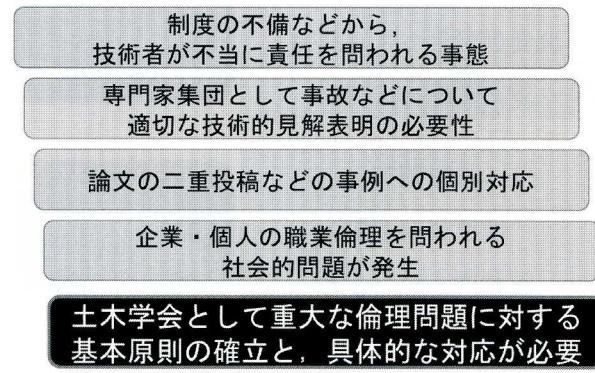


図2 学会員がかかわる倫理に関連する問題

図3はこれまでの規定等によって示されるべき学会としての姿勢をまとめたものである。第1に、最も重要な点は、社会規範に照らして適切な行動をとることは学会員の社会的使命であり、また、倫理規定は倫理的規範を遵守することを学会員に要求しているとみることができる。一方、学会の定款には「除名規定」があるが、これは、学会の名誉を棄損する行為や学会の活動目的に違反する行為をするような学会員はいないことを保証する規定である。

そこで、このような基本的な姿勢を具現化するために、図4に示すように、1) 社会への明確な説明、2) 会員の行動規範の実質化、3) 技術者の地位確保、4) ガバナンスの確立のための施策

学術的・技術的问题における、社会規範・倫理に関わる会員の行動に対する学会の姿勢

社会規範	社会規範に照らして、適切な行動をすることは学会員の社会的使命。
倫理規定	倫理的規範を遵守することを会員に要求。
除名規定	学会の名誉棄損行為や学会の目的違反行為をするような学会員はいない。

図3 会員の行動に対する学会の姿勢

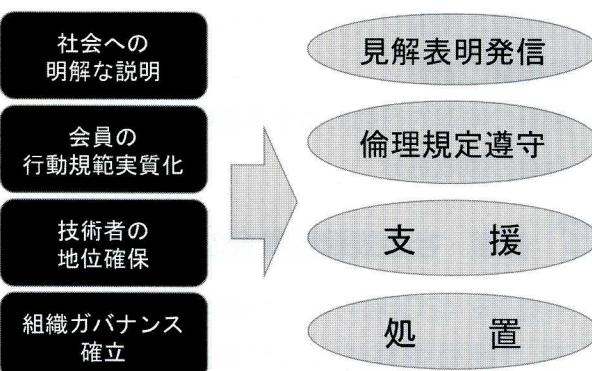


図4 4つの施策

が必要となる。

6 新しい枠組み

対応するべき問題は、図5に示すように、構造的な問題と個別的な問題に分かれる。また、個別的な問題に対応する活動は、学会活動または学会の名で行われた活動と、土木技術者としてかかわる学会以外の活動に分類される。

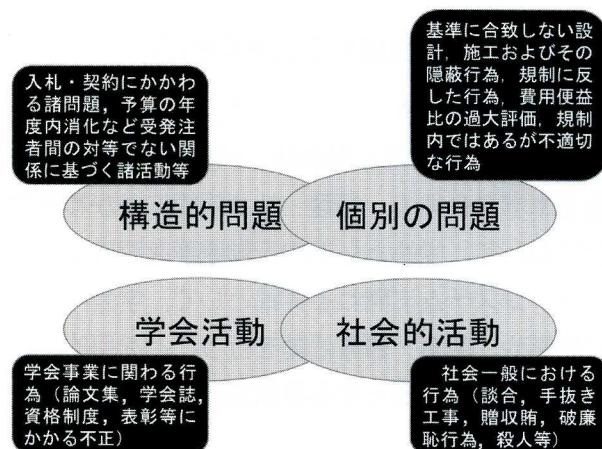
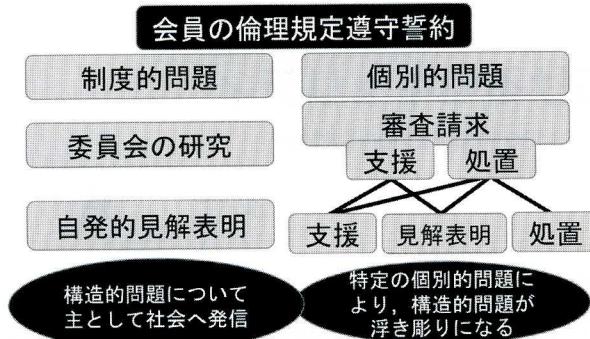
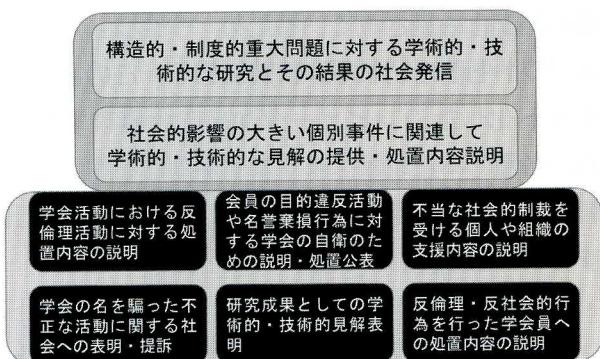


図5 倫理に関わる問題の分類

これらの様々な倫理・社会規範にかかわる問題に対する、学会対応の新しい枠組みを図6に示す。



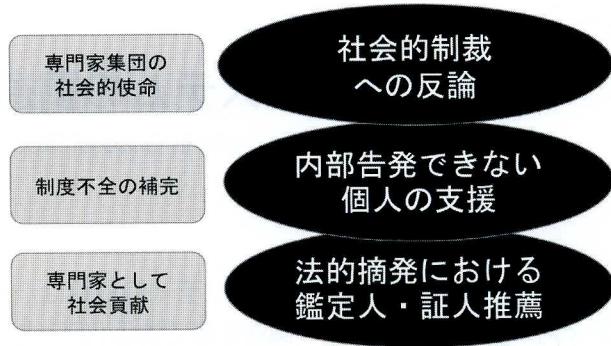
第1の見解表明については、図7に示すように、構造的問題と個別的问题のそれぞれに対し、社会への説明責任・ガバナンス保持・組織防衛・個人組織の支援・自主研究成果の公表等の目的でなされる。



第2の支援については、図8に示すように、様々な状況の中で、主に学会員個人への社会的制裁への学会としての反論など、個人を支援するものである。これは、第3の処置と対をなすものであり、処置と処分を合わせ盛り込んだところに本枠組の特徴がある。

第3の処置は、通常は「処分」とよばれる対応である。図9に示すように、定款にすでに規定されている「除名」に加えて、「特典停止」及び「厳重注意」という処置規定を定めることとした。

それぞれについて、図中に示した目的のもと、公表・非公表の別も定めた。通常用いられている「会員資格停止」とせずに「会員特典停止」とし



た理由は、事案により停止するべき特典を柔軟に変更できるようにするためである。

7 おわりに

本検討内容は、平成22(2010)年理事会において承認され、今後、公益法人化を実現した後、施行することとなっている。今回、社会への発信・支援・処置からなる新しい枠組みが作られた。この枠組みでの活動が、土木学会及びその構成員である会員の倫理・社会規範の観点からの成長・成熟へと繋がるよう、一学会員として努力していきたいと考えている。

皆川 勝 (みながわ まさる)
技術士 (建設部門)

東京都市大学 工学部 都市工学科教授
工学博士
土木学会 倫理・社会規範委員会幹事長
e-mail : minamasa@tcu.ac.jp

